

# ご遺族のみなさまへ おくやみパンフレット

このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。ご遺族のみなさまのお悲しみはいかばかりかと拝察いたします。

今後、保険証返納や未支給・遺族年金請求等さまざまなお手続きが必要となります。みなさまのお手続きがよりスムーズになるよう、このパンフレットをご活用ください。


まずは、市民課にお越しいただき各課へのご案内をさせていただきます。お手続きは、おおよそ1時間から1時間半ほどかかりますので、お時間に余裕をもってお越しください。

受付時間：平日8時30分～17時00分

受付場所：太宰府市役所市民課（1階1番窓口）

連絡先：092-921-2121（内線303、304）



 太宰府市

令和6年4月

～目次～

窓口 番号	内容	頁	済
	死亡に関する手続きについてよくある質問	2	
1	市民課での手続き内容と必要なもの	4	<input type="checkbox"/>
4	国保年金課（国保）での手続き内容と必要なもの	4	<input type="checkbox"/>
5	国保年金課（年金）での手続き内容と必要なもの	5	<input type="checkbox"/>
6	国保年金課（後期高齢者医療・公費医療）での手続き内容と必要なもの	6	<input type="checkbox"/>
7	介護保険課での手続き内容と必要なもの	6	<input type="checkbox"/>
8	福祉課での手続き内容と必要なもの	7	<input type="checkbox"/>
10	税務課（市民税）での手続き内容と必要なもの	7	<input type="checkbox"/>
12	税務課（固定資産税）での手続き内容と必要なもの	9	<input type="checkbox"/>
13	保育児童課での手続き内容と必要なもの	9	<input type="checkbox"/>
3	環境課での手続き内容と必要なもの	9	<input type="checkbox"/>
	上下水道課での手続き内容と必要なもの	10	<input type="checkbox"/>
	産業振興課での手続き内容と必要なもの	10	<input type="checkbox"/>
	農業委員会での手続き内容と必要なもの	10	<input type="checkbox"/>
	市役所以外で行う主な手続き	11	<input type="checkbox"/>
	戸籍謄本、住民票の取得方法	12	
	相続順位、法定相続分について	13	
	委任状様式	14	
	相続登記のご案内	16	
	生活の不安や心配のご相談	17	

## 死亡に関する手続きについてよくある質問

**Q：戸籍謄本等は死亡届を出したらすぐもらえるの？**

A：本籍地が太宰府市の方は、死亡届提出後、戸籍に内容が記載され、証明書を発行できるまで2～3日（休日に届出された場合は、市役所の開庁日から2～3日）かかります。また、本籍地が太宰府市以外の方については、本籍地に郵便で通知を行うため、さらに日数が必要です。戸籍謄本等の証明が必要な場合は、本籍地の戸籍担当に確認をお願いします。

【問い合わせ先】市民課戸籍係 内線 347

**Q：亡くなった人の住所地以外で死亡届を出した場合、死亡に関する手続きはすぐにできるの？**

A：死亡届を出した市区町村役場より、死亡の通知が郵送されてから住民登録に内容の変更を行うため日数がかかります。お電話いただくと、内容が変更されているか確認をしますので、下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】市民課市民係 内線 304

**Q：国民健康保険の葬祭費とは？**

A：亡くなった国保被保険者の葬祭を行った人（喪主）に葬祭費（3万円）が支給されます。国保年金課への申請が必要です。ただし、社会保険等の被保険者「本人」が退職後3カ月以内に亡くなった場合は、在職時の健康保険者に葬祭費を申請してください。

【問い合わせ先】国保年金課国保年金係 内線 320

**Q：亡くなった場合、介護保険料はどうなるの？**

A：亡くなった場合、介護保険料は、資格喪失日（死亡日の翌日）の前月までを月割りで算定します。その際、納め過ぎとなった分は後日還付いたします。また、不足する場合は、相続人に不足分を納付していただくことになります。なお、特別徴収（年金からの天引き）で介護保険料を納付していた場合は、年金保険者（日本年金機構・共済組合等）に対し、速やかに死亡の届出を行ってください。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 内線 370

**Q：要介護認定申請していたけど、取下げは必要なの？**

A：要介護（要支援）認定申請中の方が亡くなった場合は、担当ケアマネジャー及び介護保険課へご連絡ください。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 内線 371

**Q：毎月、高額介護（予防）サービス費の支給を受けていたが、亡くなった場合はどうなるの？**

A：本人が亡くなった場合、その法定相続人による申請が可能です。申請に際しては、添付書類として被保険者本人との続柄を証明するための戸籍抄本（コピー可）が必要となります。（ただし、住民基本台帳上の同一世帯員である法定相続人による申請の場合には、戸籍抄本の添付は不要です。）

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 内線 372

**Q：亡くなった人にも住民税は課税されるの？**

A：住民税は1月1日現在、市内にお住まいの人に課税されますので、1月2日以降に亡くなった場合であっても前年中に所得があれば課税されます。その場合、財産の相続人へ納税義務が引き継がれます。亡くなった人が申告の必要な人であれば、ご遺族が申告をお願いします。なお、亡くなった人に代わり納税通知書等の文書を受領する人を決める相続人代表者指定届のご提出をお願いします。

【問い合わせ先】 税務課市民税係 内線 330・331・336

**Q：納税義務者が亡くなった場合の固定資産税はどうなるの？**

A：土地・家屋の所有者が亡くなった場合、お早目に法務局で相続登記の手続きをしていただくことをお勧めします。この相続登記を所有者が亡くなった年内に済まされますと、翌年度からは新しい所有者に課税されます。

また、相続登記が完了するまでの間、亡くなった人に代わり納税通知書等の文書を受領する人を決める相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書のご提出をお願いします。(相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書は、相続する資産の所有権を決定するものではありません。)

【問い合わせ先】 税務課固定資産税係 内線 332・333・337

**Q：児童手当の受給者が亡くなった場合の児童手当はどうなるの？**

A：児童手当の受給者が亡くなった場合は、亡くなった日をもって児童手当の受給資格が消滅します。配偶者など、亡くなった人に代わって児童を監護する人が児童手当を受給するためには認定請求書の提出が必要となります。

【問い合わせ先】 保育児童課児童福祉係 内線 318

**Q：犯罪や事故の被害にあった場合に相談できるところはあるの？**

A：犯罪や事故による被害でお悩みの被害者ご本人とその家族などが、元の平穏な生活を一刻も早く取り戻すことができるよう、各種相談窓口が開設されています。詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】 防災安全課防犯安全係 内線 549

**Q：市民図書館を利用していた人が亡くなった場合、どうしたらいいの？**

A：亡くなった人の「図書館利用カード」があれば、市民図書館にお持ちください。

来館が難しい場合は、市民図書館にお問い合わせください。なお、図書館から借りられた本や雑誌等がありましたら、返却をお願いします。

【問い合わせ先】 太宰府市民図書館 電話 921-4646

**Q：住む人がいなくなった家（空き家）のことを相談できるところはあるの？**

A：空き家の売買のことに限らず、相続の問題や管理のことなど空き家に関する悩みごと・困りごとについて無料で相談できる窓口をご案内できます。詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】 都市計画係 内線 426・466

## 市民課での手続き内容と必要なもの（1番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
世帯主が 亡くなった世帯	世帯主変更届※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・同世帯員以外の代理人がお越しの場合は委任状</li> </ul>	内線 303 304 市民係
印鑑登録証、 住民基本台帳カード をお持ちの人	印鑑登録証、 住民基本台帳カードの返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証</li> <li>・住民基本台帳カード</li> </ul>	
通知カードまたは マイナンバーカード をお持ちの人	通知カードまたは マイナンバーカードの返納 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カードまたは マイナンバーカード</li> </ul>	

### ■本人確認書類は以下のものをお持ちください■

顔写真付きのもの1点（運転免許証、旅券、マイナンバーカード等）または、  
顔写真がないもの2点（健康保険証、年金手帳、通帳等）

※1 世帯主が亡くなった場合、新たに世帯主を決めていただく必要がありますので、手続きにお越しの前に決めてください。ただし、2人世帯で世帯主が亡くなった場合は、自動的にもう1人が世帯主になります。

※2 亡くなられた人の通知カードまたはマイナンバーカードは、金融機関などの各種お手続きに必要な場合があるため、すべての手続きが完了後、返納してください。

## 国保年金課（国保）での手続き内容と必要なもの（4番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
国民健康保険被保険者 （社会保険等の「本人」 が退職後3カ月以内に亡 くなった場合は在職時の 健康保険者に申請）	葬祭費申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった人の保険証</li> <li>・会葬礼状・火葬許可証・葬祭費の領収証 など喪主であることが確認できる書類</li> <li>・喪主名義の口座がわかるもの</li> <li>・喪主のマイナンバーカード、通知カード もしくはマイナンバーが記載された住民 票の写し</li> </ul>	内線 313 国保年金係
国民健康保険被保険者	国民健康保険資 格喪失届 ※世帯主が亡く なった場合は、 世帯主変更届が 必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった人の保険証</li> <li>※世帯主が亡くなった場合は、国民健康保 険加入者全員の保険証</li> <li>・返納または差し替えが必要となるもの （限度額適用認定証、限度額適用・標準 負担額減額認定証、標準負担額減額認定 証、特定疾病療養受療証）</li> </ul>	

## 国保年金課（年金）での手続き内容と必要なもの（5番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
年金受給権者	死亡届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった人の年金証書</li> <li>・死亡の事実が確認できる書類（戸籍謄本または抄本、死亡診断書のコピー等）</li> </ul>	国保年金係 内線 306
老齢基礎年金を受けていた人が亡くなった当時、その人と生計を同じくしていた人※1	死亡未支給年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった人の年金証書、年金手帳</li> <li>・戸籍謄本または抄本</li> <li>・請求者の住民票（世帯全員分）</li> <li>・亡くなった人の住民票（除票）</li> </ul>	
各種年金制度に加入中に亡くなった人と生計を同じくしていた人※1	国民年金死亡一時金請求※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者の預金通帳</li> <li>・請求者の印鑑（認め印）</li> <li>・生計同一申立書※2</li> </ul>	
国民年金加入中の人亡くなったときで、その人によって生計維持されていた18歳到達年度の末日までにある子（障害の状態にある場合は20歳未満）のいる配偶者または子	遺族基礎年金※4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった人の年金手帳</li> <li>・戸籍謄本</li> <li>・請求者の住民票（世帯全員分）</li> <li>・亡くなった人の住民票（除票）</li> <li>・請求者の所得証明書等収入が確認できる書類</li> <li>・子の収入が確認できる書類（義務教育終了前は不要）</li> <li>・死亡診断書のコピーまたは死亡届の記載事項証明書</li> <li>・請求者の預金通帳</li> <li>・請求者の印鑑（認め印）</li> </ul>	

※1 死亡未支給年金、死亡一時金の受け取りには、遺族の人の中でも順位があります。

(1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹 (7) その他 (1) ~ (6) 以外の3親等内の親族

※2 別住所または別世帯の人が請求される場合に必要です。第三者の証明が必要となります。請求者が配偶者または子の場合で、住民票上世帯が別であったが、住所が同じであった時は必要ありません。

※3 死亡一時金は、国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある人が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなったときにその人と生計を同じくしていた遺族が受けることができます。死亡一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて支給額が異なります。遺族が遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。

※4 遺族基礎年金には支給要件があります。

①被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき。(ただし、亡くなった人について、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上あること。)ただし、令和8年(2026年)4月1日前の場合は死亡日に65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保

除料の滞納がなければ受けられます。

※厚生年金に加入していた期間がある人が亡くなった場合は、年金事務所でのお手続きとなりますので詳しくはお近くの年金事務所にお尋ねください。また、各種共済組合等に加入していた期間がある人が亡くなった場合は、各種共済組合等にお尋ねください。

### 国保年金課（後期高齢者医療・公費医療）での手続き内容と必要なもの（6番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
後期高齢者医療被保険者	葬祭費申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喪主確認書類（会葬礼状・葬儀の領収書・火葬許可証のいずれか1つ）</li> <li>・喪主名義の口座がわかるもの</li> </ul>	内線 305 315 公費医療係
後期高齢者医療被保険者	相続人代表者の口座届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人代表者の口座がわかるもの</li> <li>・相続人と亡くなった人の続柄確認書類（相続人の戸籍謄本等。ただし、同世帯で続柄のわかる場合は不要）</li> <li>※「相続人代表者」は原則、被保険者本人の配偶者または直系3親等以内の人になります。</li> </ul>	
子ども医療受給者	資格喪失届の提出 医療証の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種医療証</li> </ul>	
重度障がい者医療受給者			
ひとり親家庭等医療受給者			

### 介護保険課での手続き内容と必要なもの（7番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
介護保険被保険者	被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証（黄色）</li> <li>・介護保険負担割合証（緑色）</li> <li>・介護保険負担限度額認定証（桃色）</li> </ul>	内線 370 371 372 介護保険係
要介護認定を受け、サービスを利用していた人の法定相続人	相続人代表者指定届兼口座指定届の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定相続人の口座情報</li> <li>・戸籍抄本（コピー可）※住民基本台帳上同一世帯員である法定相続人による申請の場合は、戸籍抄本の添付は不要です。</li> </ul>	

## 福祉課での手続き内容と必要なもの（8番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	問い合わせ先
障がい者手帳をお持ちの人	障がい者手帳の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者手帳</li> <li>タクシー券（お持ちの人）</li> <li>コミュニティバス利用券（お持ちの人）</li> </ul>	障がい福祉係 内線 323 324
自立支援医療受給者証をお持ちの人	自立支援医療受給者証の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療受給者証（更生・育成・精神通院）</li> </ul>	
障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障がい児通所支援を利用していた人	障がい福祉サービス受給者証、地域生活支援事業利用者証、障がい児通所受給者証の返納	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サービス受給者証</li> <li>地域生活支援事業利用者証</li> <li>障がい児通所受給者証</li> </ul>	
特別障がい者手当、障がい児福祉手当を受けていた人	特別障がい者手当、障がい児福祉手当の喪失届	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった人に代わって、手当を受け取る人の振込先情報</li> </ul>	
心身障がい者扶養共済制度を利用している人及びその関係者	各種届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡診断書等</li> </ul> 詳細はお問い合わせください。	福岡県 障がい福祉課 643-3263

## 税務課での手続き内容と必要なもの（10番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
亡くなった人の相続人	相続人代表者指定届	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続人全員の署名</li> </ul>	市民税係 内線 331 336
軽自動車、バイク等の軽自動車税の納税義務者が亡くなった場合のご遺族	下記の表を参考にしてください	下記の表を参考にしてください	

車種	手続き内容	必要なもの	問い合わせ先
125cc以下のバイク 小型特殊自動車 (農耕車、フォークリフト等)	車両の名義変更 ※ご遺族が引き続き使用する場合を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナンバープレート1枚</li> <li>届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）</li> <li>譲渡証明書等（名義が相続人以外に渡る場合）</li> <li>車台番号のわかるもの（自賠責保険証書等）</li> </ul>	市民税係 内線 331 336
	車両の廃車届 ※車両を解体処分する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナンバープレート1枚</li> <li>届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）</li> <li>車台番号のわかるもの（自賠責保険証書等）</li> </ul>	



軽自動車	車両の名義変更 ※ご遺族が引き続き使用する場合を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート2枚（管轄が変わる場合）</li> <li>・印鑑（新旧所有者、新使用者）</li> <li>・車検証</li> <li>・新使用者の住民票</li> <li>・その他指示された書類（必ず提出先にご確認ください。）</li> </ul>	管轄の軽自動車検査協会
	車両の廃車届 ※車両を解体処分する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート2枚</li> <li>・印鑑（所有者・使用者）</li> <li>・車検証</li> <li>・解体報告時の移動報告番号</li> <li>・その他指示された書類（必ず提出先にご確認ください。）</li> </ul>	
125cc を超え 250cc 以下のバイク	車両の名義変更 ※ご遺族が引き続き使用する場合を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート1枚（管轄が変わる場合）</li> <li>・印鑑（新旧所有者、新旧使用者）</li> <li>・軽自動車届出済証</li> <li>・自賠責保険証</li> <li>・新使用者の住民票</li> <li>・その他指示された書類（必ず提出先にご確認ください。）</li> </ul>	管轄の運輸支局
	車両の廃車届 ※車両を解体処分する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート1枚</li> <li>・印鑑（所有者・使用者）</li> <li>・軽自動車届出済証</li> <li>・新使用者の住民票（管轄外での手続き）</li> <li>・その他指示された書類（必ず提出先にご確認ください。）</li> </ul>	
二輪の小型自動車 （250cc を超えるバイク）	車両の名義変更 ※ご遺族が引き続き使用する場合を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート1枚（管轄が変わる場合）</li> <li>・印鑑（新旧所有者、新使用者）</li> <li>・車検証</li> <li>・新使用者の住民票</li> <li>・その他指示された書類（必ず提出先にご確認ください。）</li> </ul>	管轄の運輸支局
	車両の廃車届 ※車両を解体処分する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート1枚</li> <li>・印鑑（所有者）</li> <li>・車検証</li> <li>・その他指示された書類（必ず提出先にご確認ください。）</li> </ul>	

※納税義務者が亡くなった場合、名義変更の手続きが済むまでの間、相続人全員の中から相続人代表者を決めていただく必要があります。

※軽自動車協会・運輸局への手続き方法の詳細は、必ず各機関へお尋ねください。

#### 各機関の連絡先

九州運輸局福岡運輸支局 〒813-8577 福岡市東区千早 3-10-40 電話：050-5540-2078	軽自動車検査協会福岡主管事務所 〒813-0019 福岡市東区みなと香椎 4-3-37 電話：050-3816-1750
---	---

## 税務課での手続き内容と必要なもの（12番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
土地・家屋（登記物件）・償却資産を所有する納税義務者が亡くなった場合の相続人	相続人代表者指定届 兼固定資産現所有者 申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人全員の署名</li> <li>・遺産分割協議書等（お持ちの人）</li> </ul>	内線 332 333 337 固定資産税係
未登記家屋の所有者が亡くなった場合の相続人	家屋課税補充台帳 名義変更届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正証書、遺産分割協議書等</li> <li>・印鑑証明書（公正証書の場合は不要）</li> <li>・相続人の戸籍謄本等</li> <li>・亡くなった人の除籍謄本</li> </ul> ※詳細は固定資産税係にお問い合わせください。	

※納税義務者が亡くなった場合、相続人全員の中から相続人代表者を決める必要があります。

※不動産の相続登記については、法務局での手続きが必要です。詳しくは福岡法務局筑紫支局にお尋ねください。

## 保育児童課での手続き内容と必要なもの（13番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
児童手当の受給者が亡くなった世帯	支給事由消滅届 認定請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者の健康保険証</li> <li>・配偶者の預金通帳</li> <li>・配偶者の通知カードまたはマイナンバーカード</li> <li>・児童手当受給中の児童の預金通帳</li> </ul>	内線 318 児童福祉係
児童手当の受給対象となる児童が亡くなった世帯	支給事由消滅届 額改定認定請求書		

## 環境課での手続き内容と必要なもの（3番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
犬の所有者（飼い主）	犬の登録事項変更 （所有者、所在地）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい所有者の情報</li> <li>・犬の鑑札、狂犬病予防注射のハガキなど登録状況が分かるもの</li> </ul>	内線 308 環境保全係

### 上下水道課での手続き内容と必要なもの

対象者	手続き内容	問い合わせ先
上下水道契約者 (使用者)	使用者名・使用人数の変更 使用の中止 口座の変更	上下水道事業センターまでご連絡ください。 電話：092-408-4024 電話受付時間：平日のみ 8：30～17：00

### 産業振興課での手続き内容と必要なもの

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
相続により森林の 所有者となった人	森林の土地の所有者届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の位置を示す地図</li> <li>・相続登記済みの登記簿謄本など、相続したことの確認できる書類(写しも可)</li> <li>・相続人が複数となる場合はご相談ください。</li> </ul>	商工・農政係 内線 437

### 農業委員会での手続き内容と必要なもの

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
相続により農地の 所有者となった人	農地法第3条の3第1項 の規定による届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続登記済みの登記簿謄本など、相続したことの確認できる書類(写しも可)</li> <li>・相続人が複数となる場合はご相談ください。</li> </ul>	農業委員会 内線 437

メ モ



## 市役所以外で行う主な手続き

対象	手続き内容	必要なもの	手続き先
固定電話	契約継承・解約	各契約会社に連絡し、 手続きを行ってください。	各契約会社
携帯電話	契約継承・解約	各契約会社に連絡し、 手続きを行ってください。	各契約会社
電気、ガス	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、 手続きを行ってください。	各契約会社
運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、 手続きを行ってください。	筑紫野警察署 電話：092-929-0110
パスポート	返納手続き	右記に連絡し、 手続きを行ってください。	福岡パスポートセンター 電話：092-725-9001
クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、 手続きを行ってください。	各契約会社
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金請求書</li> <li>・保険証券</li> <li>・戸籍謄本 等</li> </ul> ※保険会社、契約内容によって必要書類は異なります。	加入していた 生命保険会社 または代理店
預貯金口座等	口座解凍手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生から死亡までの戸籍謄本</li> <li>・相続人の戸籍謄本</li> <li>・相続人の印鑑証明 等</li> </ul> ※金融機関、取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関
特定医療費受給者	医療証の返納	右記に連絡し、 手続きを行ってください。	筑紫保健福祉環境事務所 電話：092-513-5583
不動産登記関係	相続登記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生から死亡までの戸籍謄本</li> <li>・住民票の除票または附票</li> <li>・相続人全員の戸籍謄本</li> <li>・遺産分割協議書</li> <li>・相続人の住民票</li> <li>・相続する物件の登記簿謄本 等</li> </ul>	福岡法務局 筑紫支局 電話：092-922-2881 ※詳しくは16ページにチラシを掲載しています。
遺品の整理	遺品の処分	右記に連絡し、 処分方法をお尋ねください。	もえるごみ クリーン・エネパーク南部 電話：433-8234 もえないごみ 太宰府市環境美化センター 電話：596-5943

※この一覧表にすべてが記載されているわけではないため、ご自身でお確かめください。

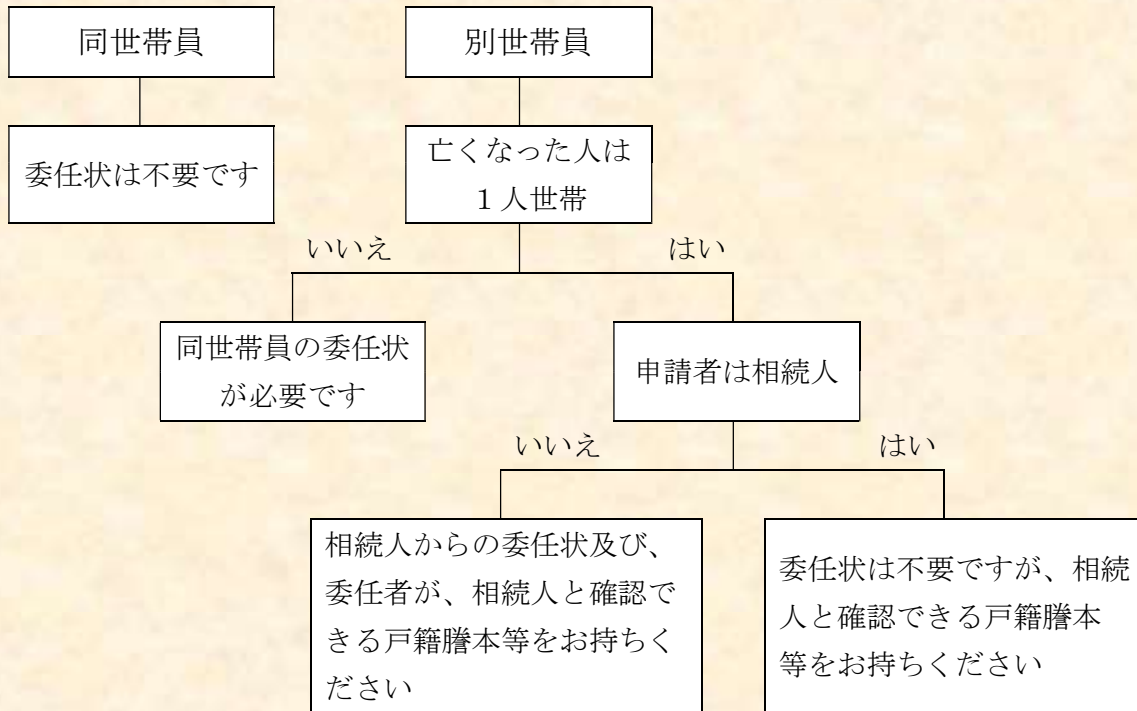
## 戸籍謄本、住民票の取得方法

亡くなった人の証明書を発行する際に、申請者との関係によって、証明書の取得に委任状が必要な場合があります。下記のフローチャートをご参考ください。

また、委任状の様式は、14ページに載せていますのでご利用ください。

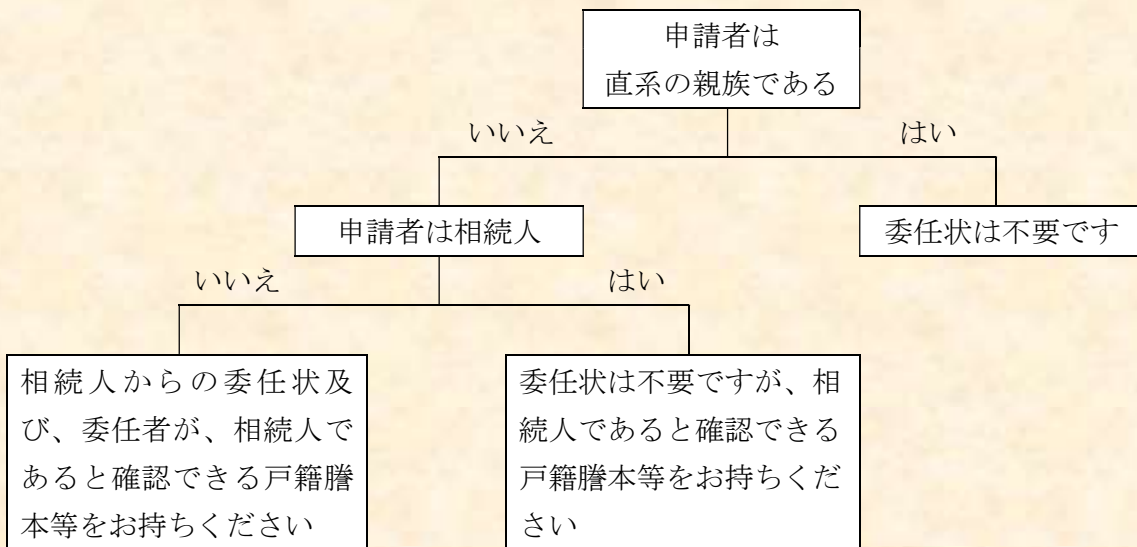
### 1、住民票の発行

申請者と亡くなった人との関係



### 2、戸籍の発行

※兄弟姉妹、甥姪は直系親族ではありません。

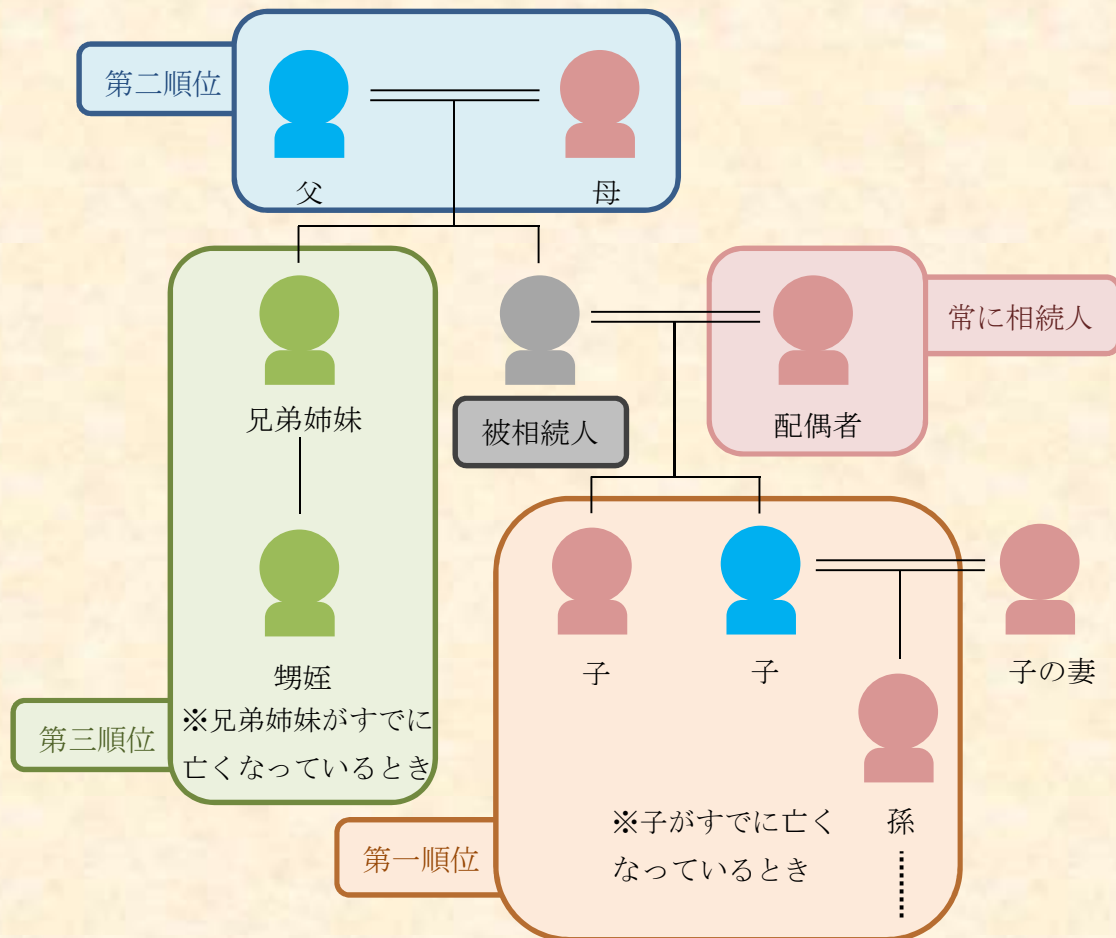


## 法定相続順位（民法 887 条、889 条、890 条）

下記の図に該当する人全員が相続の対象となるわけではなく優先順位が決まっており、その優先順位に沿って該当した人が、相続人となります。

具体的に、お父様が亡くなった場合、お母様（配偶者）とそのお子様（第一順位）が相続の対象となります。第一順位がいなければ第二順位、第二順位がいなければ第三順位となります。

また、第四順位はなく、相続人がいない場合は国庫に帰属されます。（民法 959 条）



## 法定相続分（民法 900 条）

相続順位	血縁相続	血縁相続人の相続分	配偶者の相続分
第一順位	子	1 / 2	1 / 2
第二順位	直系尊属（父、母）	1 / 3	2 / 3
第三順位	兄弟姉妹	1 / 4	3 / 4

※上記は原則的なもので、遺言書やその他諸事情により変わることがあります。

“消せるボールペン”や鉛筆は使用しないでください。  
使用していた場合は、申請をお受けできません。

**この委任状は本人(頼む人)がすべて記入してください。**

## 委任状

※印鑑登録はこの委任状ではできません。

太宰府市長 殿

□年□月□日

私は下記の申請及び受領、届出に関する権限を下記の代理人に委任します。

本人(頼む人)	
(住民票のある) <b>住所</b>	(住所は正確に記入してください。住所に相違がある場合は、申請をお受けできません。)
マンション・アパート名 と部屋号数	
<b>氏名</b>	(自署の場合は押印不要です。) ① 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
<b>電話番号</b>	— — 自宅・職場・ケータイ・呼出( )

<b>委任内容</b> <small>※氏名・証明の種類を記入していないものは、無効とします</small>	<b>&lt;1. 届出(住所や世帯主の変更の届など)に関すること&gt;</b>	
	[氏名を記入]	[内容を記入]
	□ の □	に関する届出
	<b>&lt;2. 証明の交付申請(住民票・戸籍謄本・戸籍抄本・身分証明書・税務証明・閲覧など)に関すること&gt;</b>	
[氏名を記入]	[証明の種類を記入]	
□ の □	が、必要	
□ の □	が、必要	
証明に関する具体的な指定(「何枚必要」や、「本籍、続柄載せない」、「旧姓がわかるもの」、「年度」など。)		

代理人(窓口に来る人) ※この欄も本人(頼む人)が記入してください。	
(住民票のある) <b>住所</b>	
マンション・アパート名 と部屋号数	
※法人(会社など)の社員に委任する場合は、上記住所欄に法人(会社)の住所と団体名(社名)の両方を書いてください。	
<b>氏名</b>	生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

上記の申請・届出をする場合、代理人(窓口に来る人)の本人確認を実施していますので、**運転免許証等の本人確認書類**を必ずお持ちください。代理人の住所が法人(会社など)になっている場合は、本人確認書類と別に**法人の職員(会社の社員)**である証明が別途必要になります。

※不正な手段により作成された委任状を行使し、事実に基づかない住民票・戸籍証明・税務証明等の交付申請、住民異動の届出をした場合は、刑罰の対象となります(住民基本台帳法第47条、戸籍法第133条、刑法第159・161条。)

# 委任状記入例

“消せるボールペン”や鉛筆は使用しないでください。  
使用していた場合は、申請をお受けできません。

この委任状は本人(頼む人)がすべて記入してください。


## 委任状

※印鑑登録はこの委任状ではできません。

太宰府市長 殿

□ 年 □ 月 □ 日

私は下記の申請及び受領、届出に関する権限を下記の代理人に委任します。

本人(頼む人)	
(住民票のある) 住所	(住所は正確に記入してください。住所に相違がある場合は、申請をお受けできません。) 太宰府市観世音寺1丁目1番1号
マンション・アパート名と部屋号数	太宰府アパート101号
氏名	(自署の場合は押印不要です。) 太宰府 花子  生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 昭和5年 1月 1日
電話番号	— — 自宅・職場・ケータイ・呼出( )

委任内容	<1. 届出(住所や世帯主の変更の届など)に関する事> [氏名を記入] の [内容を記入] に関する届出
	<2. 証明の交付申請(住民票・戸籍謄本・戸籍抄本・身分証明書・税務証明・閲覧など)に関する事> [氏名を記入] の [証明の種類を記入] が、必要

※氏名・証明の種類を記入していないものは、無効とします

証明に関する具体的な指定(「何枚必要」や、「本籍、続柄載せない」、「旧姓がわかるもの」、「年度」など。)

代理人(窓口に来る人) ※この欄も本人(頼む人)が記入してください。	
(住民票のある) 住所	太宰府市五条3丁目1番1号
マンション・アパート名と部屋号数	
氏名	太宰府 二郎 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 昭和4年 1月 1日

上記の申請・届出をする場合、代理人(窓口に来る人)の本人確認を実施していますので、**運転免許証等の本人確認書類**を必ずお持ちください。代理人の住所が法人(会社など)になっている場合は、本人確認書類と別に**法人の職員(会社の社員)**である証明が別途必要になります。

※不正な手段により作成された委任状を行使し、事実に基づかない住民票・戸籍証明・税務証明等の交付申請、住民異動の届出をした場合は、刑罰の対象となります(住民基本台帳法第47条、戸籍法第133条、刑法第159・161条。)



# 次代につなぎ 未来につなぐ 相続登記

土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

すぐに相続登記をした場合のメリット

不動産についての権利関係が明確になり、相続した不動産を売却しようとしたときに、すぐに売却の手続きをすることができますし、担保に入れて住宅ローンを組むことができます。

相続登記をしないで放っておいた場合のデメリット

当事者に所在不明の方などがいる場合、すぐに登記を含めた相続の手続きをすることができず、相続分を確定することが困難となります。

さらに、相続が2回以上重なると、誰が相続人となるのか、その調査だけで相当の時間が掛かり、相続登記の手続費用や手数料も高額となってしまいます。

相続の手続に時間が掛かると、相続した不動産を売りたいと思ったときに、すぐに売ることができなくなるなど、思わぬ不利益を受けることがあります。

用地買収の話がもちあがったため兄弟間で争いになったなど……

相続が2回以上発生してしまうと

- 誰が相続人となるのか調査に時間がかかる
- 相続登記の手続費用や手数料が高額になる

相続の手続に時間がかかると

- 相続した不動産をすぐ売ることができない
- ローンを組むときにすぐに担保に入れられない
- 適正な管理が困難になる

不動産の管理が困難になると

- 不動産が適正に管理されなくなると、様々な社会問題が発生



売却して現金化したいが  
売買による移転登記ができない……



※1 不動産登記の太宰府市の管轄は筑紫支局（電話092-922-2881）です

相続に関する登記についてのご相談は

福岡県司法書士会  
092-722-4131

福岡法務局 ※1  
092-721-4570

福岡県土地家屋調査士会  
092-741-5780

# 生活の不安や心配



## ご相談ください

はや 最初の相談が  
早期の自立に  
つながります

こんなことはありませんか

なかなか  
仕事が見つかからない

ずっと働いて  
いないので  
就職が不安

家賃が払えず  
家を出なければ  
ならない

収入より  
借金が  
多くある

家族が  
引きこもって  
いる

どこに相談して  
いいのか  
わからない



一緒に問題解決の方法を考えましょう

### 相談の流れ

ステップ

1

まずは、  
あなたの不安、  
悩みを  
整理しましょう。



ステップ

2

ひとつずつ  
解決していくために、  
一緒に計画を  
立てましょう。



ステップ

3

いま 生活を  
少しでも良くして  
いきましょう。



# 本市では次のような支援を行います。

あなただけの  
支援プランを  
作ります

## 自立相談支援事業

生活の不安を  
どこに相談して  
いいのかわからない



経済的に困窮し、生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずはご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プログラムを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

家計の  
立て直しを  
アドバイス

## 家計改善 支援事業

家計の収支バランスが崩れている、滞納や負債があるなど、お金に関する不安がある人の相談を支援員が受け、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。

収入より  
借金が多くある



家賃相当額を  
支給します

## 住居確保 給付金

離職などにより住居を失った人、または失うおそれのある人には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

家賃が払えず  
家を出なければ  
ならない

※離職後2年以内など一定の要件を満たした人が対象です。



就労の支援  
をします

## 就労準備 支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な人に、一般の就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

働きたいと  
思っても一歩が  
踏み出せない



## 生活の困りごと相談窓口(14番窓口)

相談無料

秘密厳守

# 太宰府市 健康福祉部 生活支援課 生活支援係

〒818-0198

太宰府市観世音寺一丁目1番1号

電話 (092) 921-2121 内線300・375

### 受付時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時  
(祝日・年末年始を除く)

ご相談の際は事前に電話予約をお願いします。

リサイクル適性 (A) FAX: (092) 925-0294

メール: 1-support@city.dazaifu.lg.jp

禁断転載 © 東京法規出版

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

